

障害児支援の強化関係Q & A

平成 23 年 7 月 29 日

問 1) 児童福祉法の規定による指定医療機関については、事業者指定に関する経過措置があるのか。ないとしたら、平成 24 年 4 月から新制度に移行しなければならないのか。

答 1) 法改正により、知的障害児施設、盲ろうあ児施設（通所を除く。）肢体不自由児施設及び重症心身障害児施設は障害児入所施設へ移行することとなり、このことに関しては、附則第 27 条により事業者指定に関する経過措置が講じられています。しかし、児童福祉法の規定による指定医療機関については、法改正後も指定医療機関として継続するものであり、新制度への移行はないため、特に事業者指定に関する経過措置は設けられていません。

ただし、18 歳以上の障害者が入所している場合は、平成 24 年 4 月からは 18 歳以上の障害者は児童福祉法ではなく障害者自立支援法の対象となりますので、施行日（平成 24 年 4 月 1 日）までに障害者自立支援法の規定による療養介護の指定を受けておく必要があります（このことについては、重症心身障害児施設、肢体不自由児施設についても同様です。）。

問 2) 障害者については、みなし規定がないので、障害児施設にいる 18 歳以上の入所者については、平成 24 年 4 月までに障害者サービスの申請をしなければならないとあったが本当か。

答 2) 障害児の保護者については、附則第 26 条の規定により旧法による施設給付決定を受けている場合は、施行日に新法による入所給付決定を受けているものとみなされます。しかし施行日に満 18 歳以上である障害者については、こうしたみなし規定はありませんので、原則として、施行日（平成 24 年 4 月 1 日）までに市町へ障害福祉サービスの利用に係る申請をし、支給決定を受ける必要があります。

なお、新児童福祉法附則第 35 条の規定により施行日（平成 24 年 4 月 1 日）までに申出を行った場合、障害程度区分の認定等の手続きを省略して、支給決定を受けることが可能です。

問 3) 児童デイサービスについては、児童発達支援と放課後等デイサービスとしてみなし指定されることとなるが、利用者が別であれば、午前は児童発達支援、午後は放課後等デイサービスといったサービスの提供が同一事業所、同一従業員で可能なのか。

答 3) 報酬の算定に関係しますので、現在、厚生労働省で検討中です。

問4) 児童発達支援事業について、民間がこの事業に参入するにあたり、具体的な支援内容を教えて欲しい。児童は、日中は義務教育のため学校に通っていると思われるが、その間は、児童発達支援では、具体的には誰を対象に、どのような支援をするのか。

答4) 就学児が学校に通っている日中については、主に未就学の障害児を対象にして、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等のサービスを提供していただくこととなります。

問5) これまで知的障害の伴わない発達障害児を児童福祉法上の障害児施設の入所（通所）対象と認めていなかったが、法改正後も同様の方針か。

答5) 法改正により、精神に障害のある児童（発達障害児を含む。）も障害児に含まれることとなったため、施行日（平成24年4月1日）からは児童福祉法の規定による障害児入所支援及び障害児通所支援の対象に発達障害児も含まれることとなります。

問6) 18歳以上が入所する障害児施設は、障害児施設として維持、障害者施設に転換、障害児施設と障害者施設の併設のいずれかを選択しなければならないとのことだが、仮に全ての障害児施設が障害者施設に転換した場合、障害児の入所枠が無くなってしまわないか。施設任せにせず、県としても障害児の入所枠の確保のために方針を出すべきではないか。

答6) 第三期障害福祉計画に障害児施設の入所について盛り込むことなどにより、県としても障害児の施設入所枠が適切に確保できるよう取り組んでまいりたいと考えております。

問7) 18歳以上が入所する障害児施設が障害児施設と障害者施設の併設型に転換した場合、現在の利用状況から考えると障害児施設の利用人員が極端に少なくなることも考えられるが、基準省令上の経過措置経過後は、指定基準上等の入所定員を満たすよう、定員を増加しなければならないのか。

答7) 基準省令上の経過措置経過後は、入所定員等についても指定基準等の関係法令の基準を満たす必要がありますので、5年以内で移行に向けて準備していただくこととなります。なお、現時点では法改正後の指定基準等は示されておらず、具体的な入所定員の下限がどうなるかは分かりませんが、現行の基準では、障害児施設と障害者支援施設を併設する場合は、それぞれ入所定員は10人以上となっています。

問8) 18歳以上が入所する障害児施設については、障害者自立支援法による生活介護等の指定を受ける必要があるということだが、施行日からサービス管理責任者を配置しなければならないのか。
また障害児入所施設にも施行日からサービス管理責任者に相当する者を配置しなければならないのか。

答8) 18歳以上が入所する障害児施設については、障害児施設のうち一部を障害者サービス（例：施設入所支援＋生活介護）として新たに指定を受ける必要がありますが、従前の基準でも障害者サービスの指定を受けることができる方向で、基準省令上の経過措置（5年以内）が検討されています。

障害児入所施設に係るサービス管理責任者に相当する者の配置についても、附則第27条により事業者指定に関する経過措置が設けられていますので、施行日（平成24年4月1日）にサービス管理責任者に相当する者を配置していなくともよいものです（経過措置経過後のサービス管理責任者に相当する者の配置については、さらに経過措置をもうける方向で厚生労働省において検討中です。）。

以上